



札幌市告示第 5114 号

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 80 条の 2 の規定に基づき札幌市国民健康保険料の収納事務を委託したので、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 23 第 1 項によりの規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 12 月 22 日

札幌市長 秋元 克広



- 1 委託を受けた者
収納代行業者
株式会社 北海道銀行
- 2 委託した収納金の種類
国民健康保険料及び延滞金
- 3 委託期間
令和 4 年 12 月 22 日～令和 6 年 4 月 30 日
ただし、令和 4 年 12 月 22 日から、令和 5 年 5 月 31 日までは準備期間とする。
- 4 収納事務を行う場所
下記に定めるコンビニエンスストア本部における全国直営店及びフランチャイズ契約を締結する加盟店、並びにスマートフォン決済事業者が提供する電子決済サービス
 - (1) コンビニエンスストア本部
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
株式会社ローソン
株式会社ファミリーマート
山崎製パン株式会社
ミニストップ株式会社
株式会社ポプラ
株式会社セコマ
株式会社しんきん情報サービス
 - (2) スマートフォン決済事業者
PayPay 株式会社
LINE Pay 株式会社